

決定第4号(テレビ東京)

1998(平成10)年3月19日
放送と人権等権利に関する委員会決定第4号

権利侵害申立に関する委員会決定

株式会社テレビ東京

代表取締役社長 一木 豊 殿

放送と人権等権利に関する委員会

委員長 有馬 朗人

申立人 A教授夫人

被申立人 株式会社テレビ東京

・申立に至る経緯

1996年5月8日、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市で、アルツハイマー病の研究をしていたA教授と娘のBさんが、何者かによって射殺される事件が発生した。アルツハイマー病の研究で高名だった日本人教授が射殺されたこの事件は、日本でも大きく取り上げられマスコミによる報道が連日展開された。事件当時、フランスのニースに滞在していた申立人は、これらの報道の中で、自分が事件に関与していたのではないかという予断に基づいて、誤報や犯人視報道が繰り返されたと主張している。

昨年9月、申立人は本委員会に対して、テレビ東京の事件報道により、名誉、プライバシー等が侵害されたとして「権利侵害」の救済を求める申立を行った。

・申立人の申立要旨

平成8年5月10日の「NEWS THIS EVENING」で、「警察ではAさんと離婚して日本に住んでいる元の妻と、事件当時欧州旅行中の現在の妻から事情を聞く」と放送した。これはまったくの誤報で、離婚も別居もしていない。

同年12月12日の同じニュースで訂正謝罪がなされ有り難かったが、誤報を配信した通信社との裁判費用の一部を負担して欲しいとの要請には応じ

てもらえなかった。今後、どうしたら報道被害者を救済出来るのか、ニュース番組の中でこの問題を取り上げて欲しい。

・被申立人の答弁要旨

1. 1996年5月10日の「NEWS THIS EVENING」で、A教授と娘のBさんが射殺された事件を放送した。この中で「(警察では)Aさんと離婚して日本に住んでいるAさんの元の妻と、事件当時はヨーロッパに行っていて家にいなかった現在の妻の両方と連絡を取って事情を聞くことにしています」と、A教授と申立人との関係を誤って報じた。

この後、同年11月28日と12月5日に申立人が来社、VTRを視聴し事実誤認を指摘し、訂正放送を求めた。このため12月12日、同じニュース枠で訂正謝罪放送を行った。

2. 「ニュース番組の中で報道被害について取り上げて欲しい」との要求については、取り上げるかどうかは私どもの自主的な判断に任せたいと考えている。ただ、本件を教訓にして、報道被害をなくすため、社内の注意を喚起するよう努力していくつもりである。

3. 申立人との交渉の中で、裁判費用の協力依頼があった。結論的には申し上げなかったかもしれないが、交渉の経過の中で金銭面での協力は出来ない旨お断りしている。

テレビ東京としては、いかなる事情があっても、事実を誤って伝えた場合は率直に訂正し、当事者に謝罪するというのが基本姿勢である。今回のケースでも、訂正放送を行うなど申立人に対して誠意をもって対応してきた。

・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画等を視聴し審理した。また、申立人の意見を弁護士同席の下で聴取した。

今回の報道は、テレビ東京によれば、共同通信の配信記事に基づくものであるが、A教授が離婚していたことや、申立人が二度目の妻であることなどは、申立人が主張するように誤りであり、このことについてはテレビ東京も後に認めているところである。

本件放送は、離婚等の誤った事実を断定している点で特に重大であり、こうした誤報は申立人の感情を著しく傷つけるだけでなく、本件においては権

利侵害をもたらす可能性があったことも否定できない。しかしながら本件放送を全体的に考慮すると、直ちに権利侵害があったとまではいえない。

また、テレビ東京が、96年12月12日の放送において相当の訂正措置をとったことは評価できる。

ただし、申立人は96年の5月中にはこの点の誤りを指摘しており、また一部のメディアもすでに5月中からこの事実を報道していることなどを考えると、前記誤報の重大性に鑑み、より早期に事実確認の取材を行って、申立人の言い分や訂正の放送をすることが望ましかったと判断する。

本委員会は、テレビ東京に対し、委員会決定の主旨を放送するとともに、社内に周知徹底させ、今後、事件報道に当たっては、人権をはじめ放送倫理に十分配慮することを強く要望する。

なお、編集権に関わる番組制作や通信社に対する裁判費用の一部負担の要望は、被申立人の判断に委ねざるを得ない。

・ 審理経過

審理経過は別紙の通りである。（「審理経過」は各局共通のため省略）